

光多専門委員からの意見（6/13 提出分）

標準契約モデルへの意見

光多長温

I. 全体についての意見

1. 全体のまとめ

・当初から、標準契約書に対してのガイドラインではなくてこれを条文に落として標準契約書を作るべきと主張しておりましたが、条文例が不十分であり、標準契約書モデルにもなっていないという感じがします。やはり、標準契約書ケース1の条文があり、これを解説する形にしないと、分かりにくく使い勝手が悪いと思います。

・また、全体の文書を読むと、議論がほとんど不十分なままで出すという面は否めず、かえって混乱を生じせしめる面も予測されます。以上、述べた項目別にさらに議論を整理して社会に問うべきではないでしょうか。

・改めて全体を読んでみますと、標準契約書モデルという面からするとかなり検討不十分という感じは否めないのが率直な印象です。

2. 標準契約書の位置づけについて

・本標準契約書は、病院PFI事業を想定して作られているとしており、その中で病院PFI事業は運営の比重が大きいとしているが、これは一般論として言えるのであろうか。コア部分とノンコア部分の比率はそれぞれの案件によって異なるものであって、病院PFI事業＝運営比重が大きい事業と決めるのはいかがなものでしょうか。

・病院PFI事業を運営部分の比重が大きいというのはいかなる運営部分でしょうか。診療部門に直結するような運営部分はSPCの役割ではないのではないのでしょうか。

現に、SPCが診療部門に助言するといったPFIの趣旨とはかけ離れた事例も見受けられます。また、イギリス、フランスで病院PFIが運営比重が大きいとして特別視するものではないと認識しております。

・我が国における病院PFI事業でいくつか（選定段階を含め数多く）混乱している原因は何でしょうか。それをきちんと議論すべきではないのでしょうか。問題を起こしている具体的個別案件を精査することによるこれを解決するといったプロセスが必要だと思います。病院サイドからすると、自ら外部業者への委託の方が自らの努力の成果が発揮できて良いとの意見も聞かれます。

・たとえば、108ページの「運営重視型事業（特に病院事業）」なる表現を始め全体に病院PFI事業に特化したかのような表現は誤解を招くのではないのでしょうか。独立採算的PFI事業を除いては、あくまでPFI事業はコア事業の補完的機能であり、SPCが運営するかのような表現は誤解を招くと思います。

・やはり、本標準契約書は一般的なPFI案件に対する標準契約書を目指すべきではないのでしょうか。

II. 個別意見

1. S P Cの性格について

・病院P F Iを特別視して実質的な機能をもったS P Cを提唱していると考えられますが、病院P F IのS P Cが種々の問題を引き起こしているのは周知の事実です。これをオーソライズしつつそれを拡大するという論理はいかなもののでしょうか。そもそも、S P Cの一般的役割、出資会社とS P Cとの取引の公正性のチェックの点を明確に議論すべきではないでしょうか。

2. 価格の自動調整メカズム

・現在の短期的物価上昇の局面で民間事業者は応札から契約まで及び契約から現実の工事段階における物価上昇問題が大きな問題となっている。これは、論点では指摘しているが、具体的な標準契約条項（145ページ以降と考えられる）で解決できるでしょうか。民間企業としてこのような契約条項で了解するというのであれば特に、異存を申し上げるものではないが、さらに明確に確認すべきものと考えられる。少なくともWGでは余り明確な議論が行われたとは認識しておりません。

・条文例第83条は、中期的な価格問題について述べていると考えられ、現在問題になっているのは、8-3に関連するところではないでしょうか。これについては、「標準的なルールを決めるのは難しい」としている。工事段階のモニタリングと関係して、出来上がり工事費を勘案するといったようなことは考えられないでしょうか。いずれにしてもこれは現下の大きな問題となっている点であり、具体的な条文を考えるべきであるとともに、民間事業者の方はこれで良いのか再確認する必要があると思います。

3. 財務モデルの合意

・資金調達の変更が事業段階に応じて行われることは各国では一般的でありこれに対するリファイナンスコードが機能しているが、わが国においてはこれを明確にすべきと考えられる。これは具体的な条項ではどこでいかに解決しているのであろうか。本来、直接契約を含めて議論すべきものと考えられるが、WGでもほとんど議論されなかったという感じを持ちます。

・行政部門及び民間部門はこの条項で了解しておられるのであろうか。それぞれの立場を代表する専門委員もメンバーでおられるし、これで良いのか再確認をお願いいたします。

4. 任意解除に関する条項

・現在、具体的案件で当初の事業スキームがうまくいかなくて、事業スキームベースから変更したいとする事例があるが、契約書に明確な規定がないため問題を大きくしている面があると考えられる。

そこで、任意解除については、極めて重要な事項と考えられるが本WGでは議論の時間が少なかったと考えられます。ここだけを切り離してさらに議論すべきであると思います。具体的標準契約モデルではこれが具体的問題の整理がついているとは理解できない。基本的には、従来の契約書の延長線上で損害補償の延長でしか書いていない

とも考えられる。これをさらに明確にすべきではないでしょうか。

- ・また、損害補償の範囲についてはやはり現在の契約書の延長線上で債務不履行という前提で述べられていると考えられる。債務不履行ではなく、条件変更ということ難しいのでしょうか。この点については、すぐ近くで火が燃えている面もあり具体的、明確な考え方の整理が望ましいと考えられます。

- ・貸付人への期限前補償についてもやはり損害補償の延長線上と理解されますが、それで良いのでしょうか。損害賠償と条件変更の違いを明確にして標準モデルを作るべきと考えられます。

5. 紛争解決

- ・現在の契約書では、紛争解決の規定が曖昧で管轄裁判所に申し立てると、PFIについての基本的理解から始まるので時間を要する面がある。やはり、紛争解決システムを明確にすべきでしょう。

- ・これについて、調整会議の設置が第一義的に規定されているが、これは望ましいのでしょうか。調整会議のメンバーをどう決めるのでしょうか。そのメンバーが利害当事者になることもあり得ます。また、調整会議メンバーへのフィーをどうするのでしょうか。ただでさえ、リーガル関係費用が高いとの批判が強い中で更に費用が嵩むのはいかなるものなのでしょうか。

- ・紛争が起こりえない案件でも調整会議を常態にすると屋上屋を重ねることになります。やはり、紛争が起こったときに適確かつ迅速にこれを解決するスキームを提示すべきではないでしょうか。

6. 減額スキーム

- ・極めて重要な項目であり、かつ当方の理解ではほとんど議論されなかったという感じを持っております。現在、この減額スキームがあまり機能していない面もありさらに検討すべきではないでしょうか。

- ・条文例第84条は、従来のもを乗せただけと考えられ、前段の解説が反映されていないのではないのでしょうか。また、前段のリカバリーポイントまでは良いと思いますが、サービス大家の増額につながるボーナスポイントについては、議論不足だと思います。

III. その他

1. 参考資料

- ・参考資料2-2はいかなる位置づけでしょうか。これが、標準契約モデルのモデル契約書でしょうか。現在進行中の案件の契約書であることは周知の事実であり、これを参考資料とすることは適切ではないと考えますが、いかなる理由によるものでしょうか。

- ・もし、参考資料を添付するとすれば、これまでに締結された契約書で、それがいか

なる問題があったのかを論理展開していくべきではないでしょうか。

2. プロセスとの関係

・当初から申し上げているように契約書は結果であり、これに至るプロセスとの関係で議論されるものと考えられます。プロセスとの関係をさらに明確に議論すべきと考えられます。

・少なくとも、本WGの名前がプロセスWGであり、総合部会でプロセス問題ではなく標準契約書を取り上げることに変更したという経緯があった（これは当方は欠席していたため十分には認知していない）とは言え、標準契約書はプロセスを考慮しつつ検討すべきと考えます。

光多専門委員からの意見（6/23 提出分）

標準契約書モデル及びその解説についてのご意見

鳥取大学 光多長温

前に意見をお出ししましたが、改めて次の3点に絞って意見を申し上げます。よろしく
お願いいたします。

1. 結局、内閣府で標準契約書を作ることは無理だったということでしょうか。本標準契約書モデルは、論点を取りまとめたもので、条文例が付け足されている。その条文例をつなぎ合わせても標準契約書とは程遠いものとなっている。基本的考え方で、「将来的には個別の事業を所管している省庁においてそれぞれの事業にふさわしい事業契約書例を今後作成していくことが望まれる」としているが、そのための一つのガイドラインであったのか。当初から標準契約書案（条文があって、その解説がある形式）を作成してほしいと主張していたが結果的には解説文で終わっていることは残念です。もし、個別事業所管省庁に標準契約書を作るということであれば、内閣府として正式に各省庁に意見を出すのでしょうか。
2. 「物価の変動に伴う施設整備費の改訂」については、具体的には「今後各事業毎に使用する客観的な指標や変更を可能にする変動幅について明確化することが望ましい。対象期間等、具体的な算定方法については今後検討」としているが、何らかの指針、及びこれを落とし込んだ標準契約条文が作れないであろうか。これについては、いかなることが問題でどういう方策があるかについてWGではほとんど議論されなかったという印象が強い。ほとんど議論されないままに、各省庁で今後検討というのでは本WGの存在意義が問われるのではないのでしょうか。なお、条文例にあるような。民間からの要求ということが現実的であるかどうか疑問である。民間から申し出ることが難しいケースもあり得る。何らかの共通ルールを考えられないか、WGでさらに検討すべきではないのでしょうか。
3. 管理者等による任意解除については、もう少し論点の整理が必要と考えられます。諸般の情勢の変化（政治リスク・法令変更リスクを含む）がこれですべて読めるのでしょうか。任意解除⇒損失補償というプロセスをベースとすると読み取れますが、情勢の変化に対応した契約変更という条文はあり得ないのでしょうか。この事項は今回最も重要な論点と考えられるが、従来の損害賠償プロセスを確認するという意味でしょうか。また、財務モデルに基づき算定する方法について、「今後検討を進めた上で財務モデルを合意する慣行を形成していくことが望ましい」というのはいかなる意味でしょうか。何らかの方向を打ち出すことは難しいのでしょうか。なお、11-2 損害賠償が新設ということですが、全体の構成の中での位置づけについてさらに明確にさせていただいた方が望ましいと思います。